

令和 6 年 市 議 会
議員提出議案第 1 号

別府市議会委員会条例及び別府市議会の個人情報の保護
に関する条例の一部改正について

別府市議会委員会条例及び別府市議会の個人情報の保護に関する条例の
一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日 提出

提出者	別府市議会議員	阿 部 真 一
賛成者	別府市議会議員	森 裕 二
賛成者	別府市議会議員	穴 井 宏 二
賛成者	別府市議会議員	黒 木 愛 一 郎
賛成者	別府市議会議員	三 重 忠 昭
賛成者	別府市議会議員	松 川 峰 生

記

別府市議会委員会条例及び別府市議会の個人情報の保護
に関する条例の一部を改正する条例

(別府市議会委員会条例の一部改正)

第 1 条 別府市議会委員会条例(昭和 3 2 年別府市条例第 4 9 号)の一部を
次のように改正する。

第 2 条 第 2 項の表観光建設水道委員会の項を次のように改める。

観光建設水道委員会	8 人	観光・産業部、建設部、農業委員会、 上下水道局及び公営事業局の所管に属 する事項
-----------	-----	--

(別府市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正)

第2条 別府市議会の個人情報保護に関する条例(令和5年別府市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第3号中「若しくは消防長」を「、競輪事業管理者若しくは消防長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の別府市議会委員会条例第2条第2項の表左欄に掲げる観光建設水道委員会において継続審査及び調査をしている事件については、改正後の同表左欄に掲げる観光建設水道委員会に付議されたものとする。

(提案理由)

競輪事業の設置により常任委員会の所管事項に公営事業局を加えること等に伴い、条例を改正しようとするものである。